

○別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会が管理する公文書の公開等に関する規則

(平成11年6月3日
別府市、別杵速見地域広域市町村
圏事務組合公平委員会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市情報公開条例(平成11年別府市条例第1号。以下「条例」という。)第8条第1項第3号及び第18条の規定により、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会が管理する公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の規則等の例による事項)

第2条 条例の施行に関し必要な事項について、この規則その他別に定めるものを除くほか、別府市情報公開条例施行規則(平成11年別府市規則第28号)の例による。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、公文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、平成11年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。